



白川土地改良区 第 15 代役員

任期 令和8年7月3日～令和12年7月2日

〈目 次〉

新総代誕生……………2

職員募集・お知らせ……………6

理事長就任あいさつ・新役員就任 他……………3～5



第15代 新 総 代



(任期：令和8年6月22日 ～ 令和12年6月21日)

任期満了による総代総選挙が、令和8年6月2日に執行され50名の当選が確定しました。

	氏 名	大 字	備 考		氏 名	大 字	備 考
第5選挙区	定員7名（川西町大字西大塚、大塚、東大塚）			第1選挙区	定員7名（飯豊町大字萩生、黒沢、椿）		
	齊 藤 信 博	大 塚	新 任		山 口 長 男	萩 生	重 任
	小 關 清右門	西大塚	新 任		佐 藤 幹 彦	黒 沢	重 任
	斎 藤 幸 郎	大 塚	重 任		後 藤 祐 宣	萩 生	重 任
	金 子 寛 和	東大塚	重 任		菅 野 昭 一	黒 沢	重 任
	齊 藤 修 一	西大塚	重 任		(株)林七 代表取締役 鈴木 寛幸	椿	新 任
	菅 井 恒 昭	大 塚	重 任		後 藤 與四三	椿	新 任
	牛 谷 隆 章	大 塚	重 任		(株)いいで農産 代表取締役 手塚 房夫	黒 沢	新 任
第6選挙区	定員6名（川西町大字下小松、小松、高豆蔻、黒川）			第2選挙区	定員5名（飯豊町大字添川、松原）		
	梅 津 恵 一	下小松	重 任		伊 藤 俊 明	添 川	重 任
	黒 澤 芳 浩	小 松	重 任		片 桐 憲 一	松 原	重 任
	安 部 勝 弘	小 松	新 任		遠 藤 吉 直	添 川	重 任
	渡 部 正 広	高豆蔻	重 任		米 野 智 弥	添 川	新 任
	船 山 義 久	下小松	重 任		堀 越 進 吉	添 川	重 任
	奥 村 勝 之	黒 川	重 任	第3選挙区	定員4名（飯豊町大字高峰、手ノ子、小白川）		
第7選挙区	定員6名（川西町大字上小松、中小松）				伊 藤 正 志	高 峰	新 任
	齋 藤 豊 次	上小松	重 任		二 瓶 幸 浩	小白川	新 任
	遠 藤 秀 哉	上小松	新 任		鈴 木 明 弘	手ノ子	重 任
	加 藤 哲 也	上小松	新 任		伊 藤 勝 次	高 峰	新 任
	金 子 義 一	上小松	新 任	第4選挙区	定員7名（長井市今泉、歌丸、河井、時庭、泉）		
	江 本 久 憲	中小松	新 任		塚 田 寿 宏	歌 丸	新 任
	川 崎 照太郎	上小松	新 任		内 谷 久 和	今 泉	新 任
第8選挙区	定員4名（川西町大字玉庭、朴ノ沢）				塚 田 正 博	歌 丸	新 任
	農事組合法人御伊勢町 理事 板垣 茂良	玉 庭	新 任		鈴 木 啓 一	河 井	新 任
	大河原 豊	朴 沢	新 任		安 部 秀 雄	今 泉	重 任
	永 沼 義 一	玉 庭	新 任		船 山 宏 之	歌 丸	重 任
	(株)オーブガーデンファーム 代表取締役 玉田 義信	玉 庭	新 任	大 場 政 和	時 庭	新 任	
第9選挙区	定員4名（川西町大字大舟、上奥田、下奥田）			(敬称略)			
	齋 藤 幸 雄	下奥田	重 任				
	鈴 木 憲 和	上奥田	重 任				
	大 木 満	大 舟	重 任				
	荒 井 茂 雄	下奥田	新 任				

改選の内訳

新任の総代 25名
再任の総代 25名

令和8年6月3日午前9時30分より本区大会議室において
当選証書付与式が行われ高橋文勝選挙管理者より当選した
総代の皆様に当選証書が付与されました。

第十五代新役員

令和八年七月三日付けで新役員（理事十二名、監事三名）が就任いたしました。七月三日開催の理事会において、理事長・副理事長・担当理事、監事会において総括監事が互選されました。



◇理事長

高橋 文勝 重任

川西町大字上奥田

- 黒川維持管理組合担当
- 山形県土地改良事業団体連合会理事、置賜支部長
- 白川水利調整協議会委員

就任のあいさつ

組合員の皆様方には、日頃より土地改良区の運営、事業の推進に格別なるご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

任期満了に伴う五月の総代選挙・六月の役員選挙は、候補者が定員内でありましたので、無投票当選により総代五十名（新任二十五名・再任二十五名）、役員については、理事十二名・監事三名がそれぞれ誕生いたしました。七月三日には理事会を招集し、正副理事長の互選が行われ、不肖私に二期目の理事長に就任すること

となりました。引き続き組合員皆様の今まで以上のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

本年の用水状況は、春先の雪解けも早く代掻き用水についても心配と不安がありましたが、無事田植えまで終えることができました。

現在は、昨年とは異なり梅雨時期には適度な降雨があり一安心しているところではありますが、これからの用水供給についても、一定減水・間断かん水等のご協力をいただきながら注意深く見ていかなければならないと思っております。

土地改良事業の進捗状況については、工事単価等の値上がりにより事業経費にも若干の影響が出てくるようではありますが、各関係機関のご指導ご支援により、順調に推移しております。

今後とも、土地改良区の事業運営に、より一層のご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。の挨拶いたします。



◇副理事長

長谷川 和郎 重任

川西町大字大塚

- 大塚維持管理組合担当
- 中大塚地区事業担当
- 山形県土地改良事業団体連合会置賜支部代議員
- 白川水利調整協議会委員



◇理事

堀越 新一 新任

川西町大字西大塚

- 西大塚維持管理組合担当
- 大塚西部地区事業担当
- 大塚北部地区事業担当



◇理事

生田 一幸 重任

川西町大字玉庭

○大川下流維持管理組合担当

○玉庭維持管理組合担当



◇理事（管理委員長）

竹田 武俊 重任

飯豊町大字手ノ子

○豊川維持管理組合担当

○小白川維持管理組合担当

○手ノ子地区事業担当

○小白川中郷地区事業担当

○山形県土地改良事業団体

連合会置賜支部代議員

○白川水利調整協議会委員



◇理事

寒河江 美佐子 重任

川西町大字小松

○白川水利調整協議会委員



◇理事

酒井 茂 重任

川西町大字上小松

○小松右岸維持管理組合担当

○上萩野地区事業担当



◇理事

片倉 和也 重任

川西町大字下小松

○小松左岸維持管理組合担当

○他屋維持管理組合担当

○谷地地区事業担当

○白川水利調整協議会委員



◇理事

後藤 康則 新任

飯豊町大字椿

○萩生維持管理組合担当

○白川左岸維持管理組合担当



◇理事

藤野 更織 重任

飯豊町大字萩生



◇理事（会計担当・総務委員長）

内谷 良一 重任

長井市今泉

○歌丸維持管理組合担当

○今泉維持管理組合担当

○山形県土地改良事業団体

連合会置賜支部代議員



◇理事

石井 修 新任

飯豊町大字添川

○添川維持管理組合担当



◇総括監事

嶋貫 吉美 重任

長井市時庭



◇監事（第一）

佐藤 修 一 重任
川西町大字高豆蔻



◇監事（第二）

高橋 雄 一 新任
飯豊町大字小白川

理事長感謝状贈呈



この度の役員改選により退任された左記の皆様へ理事長より感謝状が贈呈されました。

金子 昭 雄 在職年数 理事 十六年

平成二十二年七月三日～令和八年七月二日

安部 宗右衛門 在職年数 監事 十六年

平成二十二年七月三日～令和八年七月二日

（内、令和四年七月三日～

令和八年七月二日まで総括監事四年）

小松 新 一 在職年数 理事 十二年

平成二十六年七月三日～令和八年七月二日

（内、令和四年七月三日～

令和八年七月二日まで副理事長四年）

中村 仁 一 在職年数 理事 四年

令和四年七月三日～令和八年七月二日

長い間、本改良区運営並び執行にご尽力を賜り、誠にありがとうございました。

維持管理組合担当理事・組合長名簿

（任期：理事 R8.7.3～R12.7.2 / 組合長 R7.4.1～R10.3.31）

維持管理組合名	担当理事名	維持管理組合長名
豊 川	竹 田 武 俊	横 山 春 美
小 白 川		佐 原 一 治
萩 生	後 藤 康 則	山 口 長 男
白川左岸		渡 部 堅 一
添 川	石 井 修	横 山 雅 浩
歌 丸	内 谷 良 一	梅 津 信 明
今 泉		宮 澤 孝 雄
西 大 塚	堀 越 新 一	齊 藤 修 一
大 塚	長谷川 和 郎	平 田 壽 和
小松左岸	片 倉 和 也	勝 見 和 彦
他 屋		江 袋 實 徳
小松右岸	酒 井 茂	渡 部 泰 徳
犬川下流	生 田 一 幸	加 藤 敏 弘
玉 庭		市 川 博 幸
黒 川	高 橋 文 勝	工 藤 勉

用水の有効利用を
お願いいたします

お知らせ

職員募集

令和九年度職員採用試験を行います。

●募集人員

若干名(土地改良法に基づく用排水施設の管理、土地改良事業に関する業務)

●受験資格

①平成八年四月二日以降生まれた方で高等学校以上を卒業した方または

令和九年三月までに卒業見込みの方

②普通自動車免許取得の方または

採用時まで取得見込みの方

●採用予定日

令和九年四月一日

●受付期間

八月三日(月)～九月十七日(木)

●一次試験

日 時:十月三日(土)

試験会場:山形県土地改良会館

●二次試験は一次試験合格者に通知

●応募手続きと問合せ

白川土地改良区総務課まで

☎0238-88-9331

※詳細は本区HPにも掲載しております。

組合員資格の異動手続きについて

農地の売買や貸借、相続などにより組合員が交代する際の「**組合員資格得喪通知書**」について、大切なお知らせがございます。

これまで当改良区では、農業委員会の議案書を基に、対象となる方へ資格得喪通知書を郵送しておりました。しかし、本来「組合員の資格得喪」は、土地改良法に基づき、異動があった当事者双方が遅滞なく土地改良区へ届け出ることが義務付けられています。この度、国の検査により適正化に向けた指摘がありました。

これを受けまして、本年度より当改良区からの**資格得喪通知書の郵送サービスを廃止**させていただきます。

今後は、農地の権利移動(貸借の開始・解約、売買、相続など)があった際は、改良区から書類は届きませんので、組合員及び所有者等がご自身で忘れずに事務局へお手続きをお願いいたします。

※届出がない場合、現状のまま賦課金が請求され続けることになります。必ず当事者間で確認の上、届出ください。適正な運営のため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

「水土里ネットしらかわ」では、ホームページを開設しております。

アドレス

<http://www.shirakawa-sanae.jp>



こちらの
QRコード
からも

こんな時は必ず届出を!!

これらの事がありましたら改良区へ届出を行ってください

- ◎農地を売買又は交換並びに贈与されたとき。
- ◎農地を転用するとき。
- ◎土地を貸借又は解約したとき。
- ◎公共事業等(道路等)で買収されたとき。
- ◎農業者年金受給又は老齢等で経営を移譲したとき。
- ◎組合員がお亡くなりになられたとき。
- ◎口座振替により賦課金を納入するとき。
- ◎振替契約している口座を変更したいとき。
- ◎家庭雑排水や浄化槽処理水を水路に放流したいとき。
- ◎土地改良施設用地を出入口等で使用したいとき。